

高齢福祉と障がい福祉に関する プラン（計画）をつくっています ～ご意見をお寄せください～

本市では、高齢福祉及び障がい福祉について、4月からの3年間の方針と、具体的な施策を示した計画を策定しています。

今回配布する概要案は、策定途中の要点をまとめたものです。

2つの計画は、この概要案とは別に、原案を冊子としてまとめ、パブリックコメント（広く市民のみなさんに意見や情報、改善策などを求めること）を実施します。アンケートなどのご意見をもとに原案を策定しましたが、市民のみなさんにご確認いただき、さらにご意見をいただいた上で、計画を完成させていきたいと考えています。

この用紙の片面が、パブリックコメント用の意見書になっていますので、お気づきの点などがありましたら、平成30年2月21日（水）までに、FAXやメールなどでお寄せください。

平成30年1月

次の2つのプラン（計画）の概要案をお届けしています。

- (1) 長久手市第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画**
- (2) ながふく障がい者プラン**

・次の3つの計画をまとめたものです

- ① 第3次長久手市障がい者基本計画の重点施策等の中間見直し
- ② 第5期障がい福祉計画の策定
- ③ 第1期障がい児福祉計画の新規策定

※ 別添の各プラン（計画）の概要案は1枚ずつ作成してありますのでそれぞれ取り外してご覧ください。

長久手市福祉部長寿課、福祉課、子育て支援課

次のとおりパブリックコメントを行います

1 対象計画名

- (1) 長久手市第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画
- (2) ながふく障がい者プラン

2 実施期間 (1)、(2)ともに

平成30年1月23日(火)から2月21日(水)まで

3 原案設置場所

担当課窓口、市役所西庁舎1階の行政情報コーナー、市のホームページ

4 提出方法

右の意見書を切り取り、該当箇所・意見・住所・氏名・電話番号等を記入し、持ち込み、あるいは郵便・FAXで下記提出先へ提出してください。
(市のホームページからメールでも提出できます。)

5 ポイント説明

- (1) 高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための計画です。団塊の世代が75歳以上になる2025(平成37)年の状況を見据えながら、3年間の方針や事業計画を策定します。
- (2) 第3次長久手市障がい者基本計画の重点施策等の中間見直し、長久手市第5期障がい福祉計画の策定に加え、第1期障がい児福祉計画の新規策定を合わせて行います。

市民向け説明会を開催します

1 日時

平成30年1月27日(土)

午前10時から 上記(1)の計画について(高齢福祉)

午前11時から 上記(2)の計画について(障がい福祉)

2 場所

市役所西庁舎2階 第7・8会議室

●意見書の提出先

上記(1)について：長久手市福祉部長寿課(本庁舎1階⑤番窓口)

Tel：0561-56-0613 メール：chouju@nagakute.aichi.jp

上記(2)について：長久手市福祉部福祉課(本庁舎1階⑦番窓口)

Tel：0561-56-0614 メール：fukushi@nagakute.aichi.jp

(1)・(2)共通：長久手市福祉部 Fax：0561-63-2940

長久手市第 8 次高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（案）
又は
ながらく障がい者プラン（案）
についてのパブリックコメント意見書

平成 年 月 日

| | |
|---|------------------------------------|
| 住 所 (所在地) | |
| 氏 名 (名称および代表者名) | |
| 電 話 番 号 (メールアドレス) | |
| 意見を提出できる人の区分（該当する□部分にチェックしてください。） | |
| <input type="checkbox"/> 市内に住所を有する人 | |
| <input type="checkbox"/> 市内に事業所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 | |
| <input type="checkbox"/> 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人 | |
| <input type="checkbox"/> 市内に存する学校に在学する人 | |
| <input type="checkbox"/> 上記のほかパブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する人 ※ 利害関係を有する場合にはその内容を記入してください。 [] | |
| 意見対象とするプラン (計画)のどちらかに○ を付けてください。 | 計 画 名 |
| | 長久手市第 8 次高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画(案) |
| | ながらく障がい者プラン（案） |
| 案に対する意見 | 例) ○ページ△△についての意見×××× |

切り取り

●問合先

〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1

長久手市福祉部長寿課介護保険係 0561-56-0613（直通）

福祉課福祉係 0561-56-0614（直通）

子育て支援課こども家庭係 0561-56-0633（直通）

F A X : 0561-63-2940（共通）

長久手市第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定状況について

この計画は、高齢者が住み慣れた地域や自宅で、人生の最期まで自分らしい暮らしを続けるための仕組み（地域包括ケア）をつくっていくために、本市の高齢者福祉サービス及び介護保険事業（給付見込や保険料設定）の方針を定めるものです。

2025（平成37）年に団塊の世代が75歳以上になる状況を見据えながら、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間を計画期間としています。

また、制度だけでは解決できない課題や、日常生活の中で生じる様々な困り事を、「支える側」・「支えられる側」といった区別なく、他人事ではなく我が事として捉え、地域で丸ごと受け止めていく地域共生社会の実現を目指します。

進捗状況と今後の予定

| | H29年 | | | | | | | | | | | | H30年 | | |
|----------------------|------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|------|----|--|
| | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| アンケート実施 | ■ | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民団体ヒアリング | | | | | | | | ■ | | | | | | | |
| 介護事業所ヒアリング | | | | | | | | | ■ | | | | | | |
| 意見交換(市内関係各課、介護事業所職員) | | ■ | | | | | | | | ■ | | | | | |
| 策定委員会 | | | | ■ | | | | ■ | | ■ | | ■ | | ■ | |
| パブリックコメント | | | | | | | | | | | | ■ | | | |
| 市民向け説明会 | | | | | | | | | | | | ■ | | | |

次期計画におけるポイント

1 基本理念

アンケート結果から、およそ9割の高齢者が、住み慣れた自宅で最期まで過ごしたいと願っていることがわかりました。本市は高齢者のみの世帯が急増しており、だからこそ、地域でのつながりや支え合いが一層重要になってきます。

地域に役割と居場所を増やし、介護が必要な人でも、居るだけで心地よさを感じる「居場所」があれば、誰もが笑顔で自分らしく過ごすことができる。そんな思いから、策定委員会では基本理念を「みんなの居場所があるまち ながくて」と決め、施策の検討を進めました。

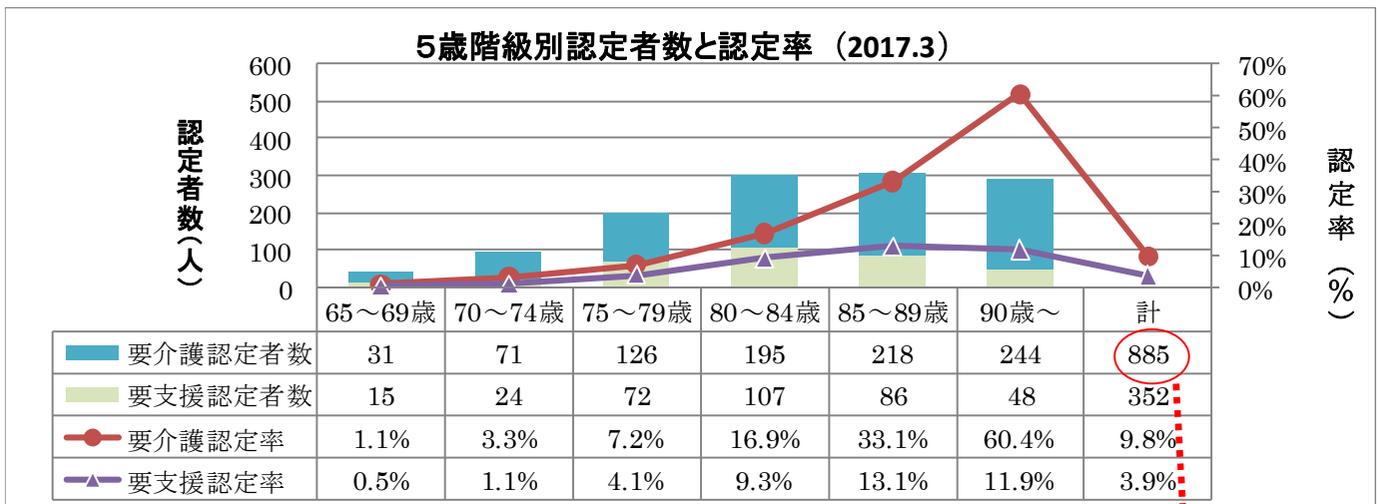
2 施策の方向性

本市は現在、他市町村に比べて高齢化率が低く、介護認定者数も少ないですが、2025（H37）年の認定者数は、現在の1.5倍に増加する見込みです。（図表1、図表2を参照）

⇒必要な対策

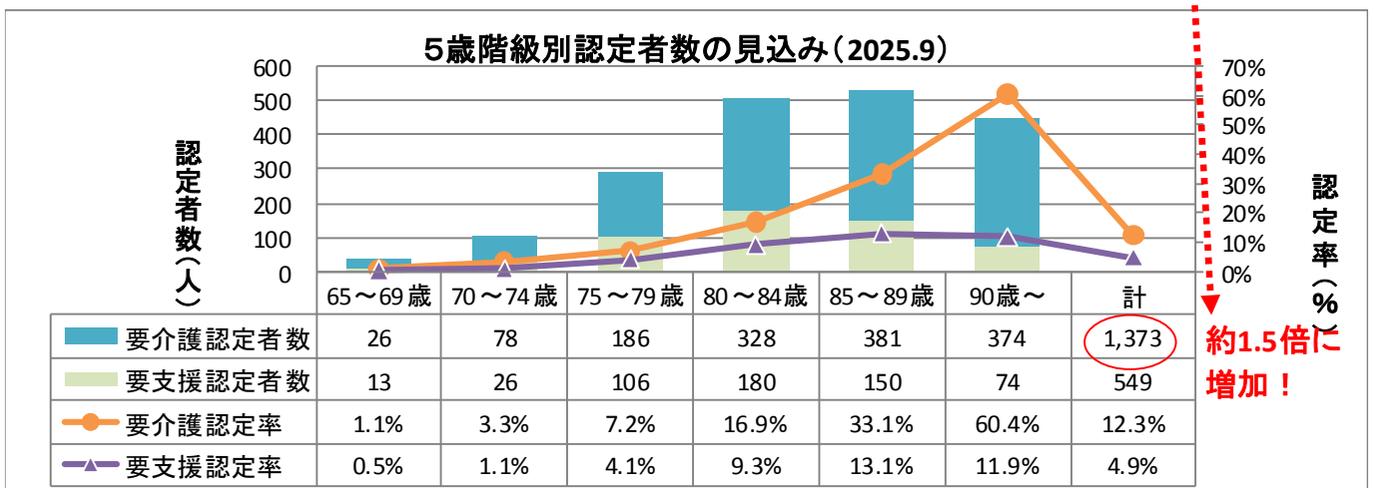
- ・介護予防の促進（元気高齢者を増やし、介護が必要な高齢者の急増を防ぐ）
- ・サービスの維持（予算の選択と集中、市民の力を活かす、介護人材確保）

図表1：2017（H29）年3月時点における、本市年齢5歳階級別の要支援・要介護認定者数（単位：人）



↑
団塊の世代

図表2：2025（H37）年9月推計人口を図表1の認定率に当てはめて推計した場合の要支援・要介護認定者数（単位：人）



↑
団塊の世代

※要介護認定率が高くなるのは、「75歳以上人口」の増加割合が要因です。
2017（H29）年3月時点では3,965人ですが、2025（H37）年9月には2,321人増えて6,286人（1.59倍）になる見込みです。

3 目標設定

市町村ごとに、介護予防又は重度化防止の目標を、アウトプット指標（取組により発生した事業量など）等で設定し、達成を目指すこととされています。

⇒本市は、総合事業（介護予防事業）の参加率等で設定する予定です。

4 この計画で取り組む主な施策

・移動支援事業

Nーバス等の公共交通の利用が難しい方や、自動車運転免許証の自主返納をされた方について、日常生活におけるニーズをきめ細かく把握した上で、公共交通政策を含めた移動支援について、モデル事業の実施等を通して、タクシー助成や支え合い等、あらゆる方法の検討を進めます。また、「あったかあど」による優待協賛店の拡大、サロン活動の支援等により元気な高齢者の外出促進を推進します。

・介護予防・日常生活支援総合事業

「いきいきサービス事業」として、高齢者の助け合いの仕組みであるワンコインサービスや、地域の事業者による介護予防教室の開催等を推進します。

また、「いきいきライフ推進事業」として、市民の集まる場への運動講師の派遣や、介護予防を推進する担い手の育成、地域の事業者による高齢者向けサロンの開催等を行います。

・3カ所目の地域包括支援センターの検討

地域包括支援センターの設置基準は、1カ所につき高齢者人口が3,000人～6,000人です。本市の高齢者人口は現在9,200人程度で、3カ所目の検討ができるようになりました。ただし、高齢者人口だけで判断するのではなく、ニーズの高まりや必要な機能等に着目しつつ、センターを増やすのか、機能を強化・分化するのか等の議論を進めます。

（平成30年度から平成32年度は2カ所のままとします。）

・「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業の実施

地域共生社会の実現に向け、市民の身近な場所で、市民自らが主体的に地域の課題を把握して解決を試みる体制づくりと、日常生活圏域ごとに相談支援包括化推進員を設置し、世帯の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める、総合的な相談支援体制づくりを進めます。

・介護職員確保事業

介護職員初任者研修の開催、子育て等のために離職した方の再就業のための潜在的有資格者実技研修の開催、介護職員初任者研修等を受講した方への受講料の助成を行います。

・認知症初期集中支援チーム

医療と介護の専門職が認知症の疑いがある人や家族を訪問し、早期発見・早期対応を専門的に行うことにより、認知症が重症化する前の対策を推進します。

・介護給付適正化事業

従来、介護給付適正化計画として別に定めていましたが、厚労省の指針によりこの計画の中に位置づけ、給付の適正化を図ります。要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護サービス利用者への介護給付費通知に取り組みます。

・介護事業所の指定指導業務体制の確保

2018（平成30）年度から、ケアプランを立てている居宅介護支援事業所の指定・指導の権限が、県から市に委譲されるため、体制を整備し、適正な審査及び指導を行います。

・在宅医療介護連携支援

現在も事例検討部会を開催する等、医療・介護・福祉の専門職の連携が円滑になるよう、支援体制づくりに努めていますが、今後も続く高齢者の増加や、県の地域医療構想を踏まえると、在宅での療養を支えなければならない人が増えると考えられるため、一層の連携を進めていきます。

5 介護保険サービス量の見込み

認定者数の増加に伴う見込みに加え、事業所への聞き取り、アンケート結果等から、次の介護サービス利用の増加も見込んで、積算を行います。

・介護老人保健施設（今年3月に開所予定：現計画にて整備）

併設で訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等も整備見込みです。

・看護小規模多機能型居宅介護（この計画期間中に予定）

アンケート結果から、在宅で介護認定を受けている人の約90%が最期まで自宅で過ごしたいと回答しており、現在、県が策定を進めている「地域医療構想」では、この地域の病床数はほとんど増えない見込みです。

よって、在宅介護の可能性を広げることができる看護小規模多機能型居宅介護の整備が必要です。

・認知症対応型通所介護（この計画期間中に予定）

アンケート結果から、在宅認定者の主な介護者が不安に感じる介護についての設問で、「認知症状への対応」が20.5%と最も高くなっていたことなどから、認知症状が進行し、通常のデイサービスでは対応が難しくなってきた人に対し、認知症状の重度化防止の効果が期待される「認知症対応型通所介護」の整備が必要です。

6 介護保険料の設定について

現行の保険料は、所得により10段階（最高段階は合計所得が500万円以上）に分けて設定していますが、この計画期間（平成30年度から3年間）では、最高段階を合計所得1,500万円以上までにし、段階を増やすことで、低所得者の保険料負担をなるべく抑えられるように検討しています。

『ながふく障がい者プラン』策定について

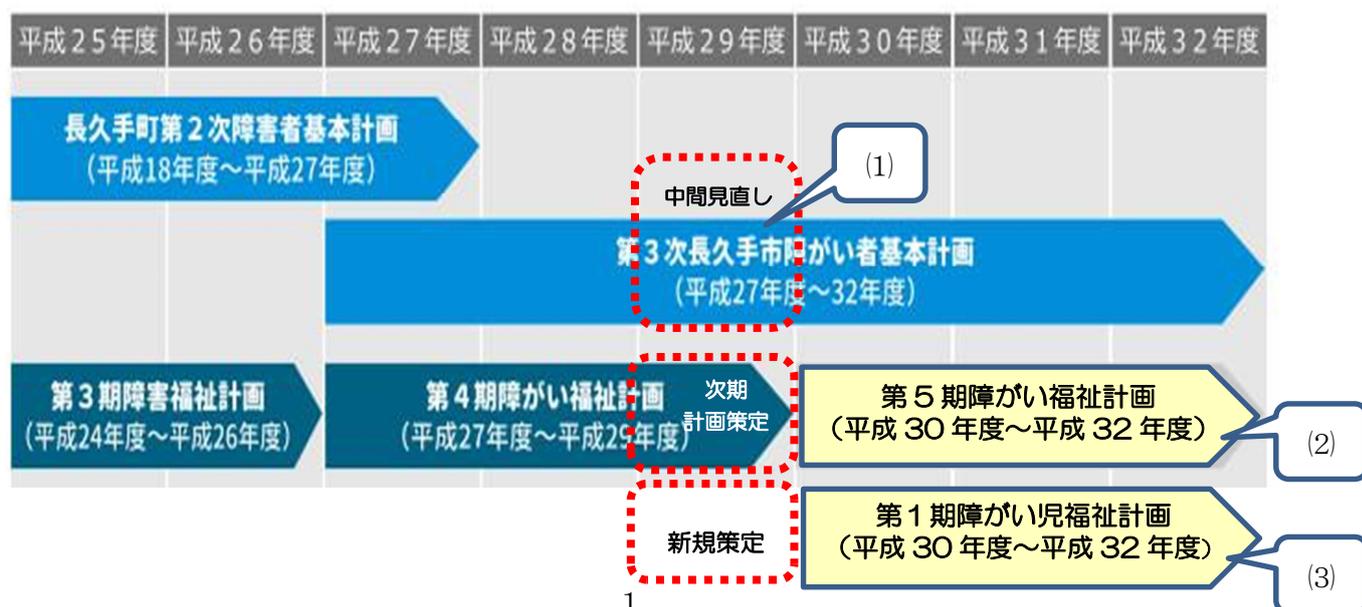
1 現行の『ながふく障がい者プラン』について

- (1) 第3次長久手市障がい者基本計画（平成27～32年度の6か年計画）
障がい者への福祉施策を推進するための基本理念と方向性を定め、今後の施策を進めるための指針となる計画
- (2) 長久手市第4期障がい福祉計画（平成27～29年度の3か年計画）
障がい者基本計画で定まった指針を実際に進めるための計画で、障がいのある人が地域で暮らすことを支援するためのサービスの整備などにかかる数値目標などを設定するもの

上記(1)及び(2)の計画をあわせて『ながふく障がい者プラン』と呼んでいます。

2 内容

- (1) 第3次長久手市障がい者基本計画で重点的に取組む施策の中間見直し
進ちよく状況を確認し、今後3年間の取組について検討を行います。
- (2) 長久手市第4期障がい福祉計画期間終了に伴う第5期障がい福祉計画の策定
成果目標等の設定と障害福祉サービス等の利用量の見込みを行います。
- (3) 第1期障がい児福祉計画の新規策定
子ども・子育て支援施策における障がいのある児童の利用ニーズを踏まえ、提供体制の整備目標等を設定します。



3 ながふく障がい者プランの概要

(1) 第3次長久手市障がい者基本計画

14の重点施策について、進ちよく状況の評価を行いました。また、障がい者へのアンケートや市民・当事者団体・事業者からの意見のききとり調査（ヒアリング）を行い、施策の修正や追加をしました。

ア 計画評価部会による重点施策の評価状況 (平成28年度末時点)

| 完了 | 目標以上 | 目標どおり | 改善の余地あり |
|-----|------|-------|---------|
| 1施策 | 1施策 | 11施策 | 1施策 |

イ アンケート、ヒアリング結果の重点施策への主な反映状況

① 事業内容を継続する施策

・グループホームの整備への支援（重点施策1）

アンケートでは、現在持ち家・賃貸住宅に住む知的障がいのある人のうち半数以上が「将来は仲間と（グループホーム等で）共同生活をしたい」と回答。グループホームの増設が望まれています。

→更なるニーズ調査を行い適切な需要を把握するとともに、グループホームを整備する事業者への支援を継続していきます。

② 事業内容を修正する施策

・各保育園等への巡回相談（重点施策6）

障がい者相談支援センターの相談員が保育園等へ巡回し、発達に障がいのある子どもへの対応方法等の相談を行うことにより、保育士等との連携が図られるようになりました。ヒアリングで、この取組を小中学校へ拡大してはとの提案がありました。

→各保育園等への巡回相談を小中学校へ拡大及び連携を図ります。

・スクールソーシャルワーカーの設置（重点施策7）

平成28年度から学校の困りごと相談員のスクールソーシャルワーカー（SSW）を設置。アンケートやヒアリングで事業者やSSWを中心とした教育と福祉の連携を強化してほしいとの要望がありました。

→教育と福祉の連携について強化を図ります。

・障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供（重点施策12）

地域共生ステーションなどで障がいのある人と交流するプログラムが行われていますが、ヒアリングで障がいのある・ないにかかわらず、と

もに地域で暮らすためには、障がいのある人の生活について知る必要があるのではないかとの意見がありました。

→障がいのある人の生活の場や通っている事業所等で交流できる取組について検討します

③ 新たに重点施策を追加

・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備
精神に障がいのある人が増加し、相談内容も複雑化しています。支援の内容も多様化し、当事者の抱えている課題の解決に関わる機関が増えたことによって、精神に障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築が必要とされています。

→地域の連携や社会資源整備を強化し、システムの構築に向けた協議を行います。

(2) 長久手市第5期障がい福祉計画

ア 成果の目標と活動の目安の設定

国の基本指針をもとに目標を設定します

【新たに追加された目標】

- ① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて協議する場の設置
- ② 就労定着支援の開始により、1年後の職場定着率の目標を設定

イ 障害福祉サービス等利用量の見込み

平成26年に障がい者相談支援センターを開設し、障がいのある人が地域で自立した生活を営むため、利用者本人に適した支援（障害福祉サービス等）が受けられるようになりました。その結果サービス利用量が年々増加傾向にあります。直近3年間のサービス利用量の増加に伴う見込みに加え、事業所への聞き取り、アンケート結果等から障害福祉サービスの増加を見込み、利用量の積算を行います。

(3) 長久手市第 1 期障がい児福祉計画

【成果目標】

- ア 児童発達支援センターの設置
- イ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築：保育所等における集団生活への適応のため訪問支援を行う体制の整備
- ウ 障がいのある児童に対する子ども・子育て支援の提供体制の整備：保育所や放課後児童健全育成事業について障がいのある児童へのニーズ把握と受入れ体制の整備
- エ 医療的ケアを必要とする児童のための協議の場の設置
- オ 重症心身障がい児のための支援体制の整備：圏域でのサービス提供体制の整備
- カ 児童発達支援、放課後等デイサービス等のニーズ把握と受入れ体制の整備

4 これまで行ってきたこと（平成 29 年 12 月現在）

- (1) 関係機関、当事者団体、事業所等で構成される自立支援協議会計画評価部会を開催し、現行の計画の評価を行いました。
- (2) 関係機関、当事者団体、事業所等で構成される自立支援協議会計画策定部会を 4 回開催し、次のことを行いました。
 - ・障がいのある人へのアンケート内容の検討
 - ・アンケート結果からの現状の分析
 - ・市民を交えたヒアリングの内容を検討
 - ・アンケートとヒアリングの結果をもとにした計画案の協議
- (3) 障がいのある人へのアンケートを行い、ニーズの調査を行いました。
- (4) 市民、事業者、当事者団体へのヒアリングを行い、現状の把握及び今後必要な支援を検討しました。

※長久手市の障害者手帳所持者数

(各年度 4 月 1 日現在)

| | 身体障害者手帳 | 療育手帳 | 精神障害者保健福祉手帳 | 合計※ |
|---------|---------|-------|-------------|---------|
| 平成 27 年 | 1,060 人 | 197 人 | 261 人 | 1,518 人 |
| 平成 29 年 | 1,118 人 | 209 人 | 329 人 | 1,656 人 |

※合計人数には重複も含める。